

第3回世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

令和6年10月25日（金）午前9：30～

▽場 所

東棟3階庁議室

▽出席委員

加藤（悦）会長、久保田副会長、猪熊委員、佐藤委員、米原委員、半田委員、西委員、高橋委員、三瓶委員、加藤（剛）委員、小嶋委員、石井委員、奥村委員、安藤委員、橋本委員

▽欠席委員

林委員、宮越委員、金子（貴）委員、金子（永）委員

▽事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、寺西児童課長、瀬川子ども家庭課長、石山児童相談支援課長、北川保育課長、松岡保育認定・調整課長、小林（保育の質）副参事、大里（保育の質）副参事、宮川障害施策推進課長、真鍋健康推進課長、米倉乳幼児教育・保育支援課長、赤司（学校経営・教育支援担当）副参事、河島児童相談所長、藤原子ども家庭支援課長

▽資 料

- ・資料1 世田谷区子ども条例の一部改正に向けた論点の整理について
- ・資料2 保育待機児童にかかる緊急対策の取組みについて
- ・資料3 世田谷区内認可外保育施設における重大事故検証委員会の検証結果及び区内認可外保育施設等における安全な保育に向けた取組みについて
- ・資料4 世田谷区おでかけひろば整備・運営事業者の決定について
- ・資料5 令和5年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告（速報版）について

▽議事

嶋津課長

それでは、皆さん、お待たせいたしました。定刻になりましたので、令和6年度の第3回子ども・子育て会議を開会いたします。

マイクの関係もありますので、着座で進めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、事務局として進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、Zoomを併用いたしますので、御協力をいただければと思います。こちらのスクリーン、あと2か所ありますけれども、確認しながらということになるかと思います。

事前にZoomでの御参加につきましては、〇〇委員、〇〇委員ということで聞いております。これから〇〇委員とかは入っていただけるのかと思うんですが、まだ今は入っていないようです。

また、本日、林委員、あと宮越委員、金子貴昭委員より欠席の御連絡をいただいております。あと、〇〇委員が少し遅れてくるということで連絡をいただいておりますので、後ほど到着されるかと思います。

続きまして、資料の確認です。各委員の机の上に次第以下、資料1から5を配布しております。本日は審議案件が1件、報告案件が2件、あと資料配布が2件ということになっております。なお、資料4の世田谷区おでかけひろば整備・運営事業者の決定について、資料5の後、令和5年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告（速報版）については、資料配布となりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、部長の松本より御挨拶をさせていただきます。では、松本部長、お願いします。

松本部長

皆様、おはようございます。子ども・若者部長の松本です。

先ほど来、始まる前に、こちらの場所は初めてというようなお話も何人かの方からいただいておりますけれども、一部分ですけれども、新庁舎ができて半年となりまして、子ども・子育て会議では、こちらの場所を初めて使うということで、ちょっと慣れない中で申し訳なかったなと思いますけれども、ぜひこの会議終わった後は10階の展望ロビーで世田谷区を眺めていただけると幸いです。

本日ですけれども、議事案件としまして、子ども条例の一部改正に向けた論点整理が議論の中心になってくるかと思います。前回の子ども・子育て会議でも議論をいただきまして、子ども条例の一部改正条例と子

ども・若者総合計画（第3期）の素案を9月の議会に報告をさせていただきました。第3回定例会で様々御議論いただいたところでございます。

また、パブリックコメントによる区民意見募集ですとか、インターネットによります子ども・若者の声ポストなどを通じまして、子ども・若者からの意見募集も10月15日までということで行ってまいりました。

また、あわせまして、先月9月19日には、区民版子ども・子育て会議を行っていただきまして、約100名の方に参加いただき、条例と計画の素案についても活発な意見交換をしていただいたところです。

加えまして、今月の8日になりますけれども、子どもの権利に関するシンポジウムを開きましたけれども、約200名の方に御参加いただきました。子どもの権利を中心に据えまして、条例や計画の素案に込めた思いを皆さんと共有することができたと思っております。また、基調講演では、加藤会長からまずお話をいただきました。それから、子どもの権利落語を橋本委員に披露していただきました。新しい分野を切り開いていただいたかなと思っております。それから、パネルディスカッションに高校生や大学生とともに、久保田副会長、また林委員にも御参加いただきました。本当に皆さん、ありがとうございました。

それから、昨日なんですけれども、こちらも久保田委員、林委員にもアドバイザーとして御参加いただきましたが、子どもたちの条例検討プロジェクトの後期がスタートいたしました。かなりいろんな意見、この間の議会での御議論であるとか、パブリックコメントとか、そういった意見を子どもたちにフィードバックをして、子どもたちの思いがきちんと伝わっているかどうかというのを改めて点検する。また、案に練り上げていくという大変いい機会かなと思っております。そういった会議も通じまして、年内にはしっかりと案としてまとめていきたいと思っております。本日の審議案件でも、子ども条例の改正に向けた論点整理ということでまとめておりますので、ぜひとも様々な角度から御意見をいただければと思っております。

本日のこの会議ですけれども、審議案件が1つ、また報告案件が2つということになります。限られた時間となりますが、どうぞ活発に御議論いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

嶋津課長

松本部長、ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、今後の議事につきまして、加藤会長、進行をよろしくお願いいたします。

加藤（悦）会長 おはようございます。それでは、本日もよろしくお願いいたします。
議事がたくさんありますので、早速入りたいと思いますが、まず、議事の1つ目の世田谷区子ども条例の一部改正に向けた論点の整理についてです。

それではまず、事務局からの報告をお願いいたします。
嶋津課長 それでは、事務局から説明させていただきます。
今日は、資料1と資料1の参考①と参考②ということで用意させていただいております。

世田谷区の子ども条例の一部改正に向けた論点の整理についてということで、今、部長挨拶にもありましたとおり、この間、議会を含めて区民版の会議を含めて意見をいただいていたということで、事務局でたたき台を作成しましたので、御確認いただきたいと思います。

条例全部というのはなかなか難しいかと思っております、本日は特にいろんなお声をいただいた部分、また大人に係る部分、久保田副会長、あと林委員を含めて、昨日の夜に条例検討プロジェクトということで、子どもたちが考える部分、いわゆる条例の子どもたちから見た前文のところと目標、あと権利の部分については、昨日、後期第1回がちょうどスタートしたというところがございます。そういったところで、子どもの部分については最終回が11月21日ということになっていますので、その後、子どもの部分がまとまってから、また皆様にお話をさせていただくことになるかと思います。そういう意味では、それを除いた部分のさらに論点のここを整理したいといった部分について、本日は御説明となります。

1番の区や大人が伝えるべきことについてということですが、権利を実現するために必要なことを区や大人がしっかり伝えることを記載します。子どもの思いに応えるために、前文の大人の記載の部分の内容を充実させたいところがございます。前文、子どもの部分は次回ということになります。

早速、ここの表のところの事務局修正たたき台と左側にあります。右側が改正条例（素案）ということで、この間、出してきた部分がございます。事務局として、この間の御議論などを踏まえて、アンダーラインの部分を基本的には追記していると見ていただければと思います。

前文のところは重要な部分なので、少し読み上げさせていただきますけれども、左側になります。「子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。」、これはこのままです。「そして、区民の一員であり、次の時代の創り手です。」ということで、次の世代、次世代という部分を

追加してはどうかということの考え方です。こういった文章につきましては、条約の言葉ですとか、あとユニセフの資料など、そういったものを踏まえた形で言葉を使いながら進めております。

「私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番良いことは何かを真剣に考え、対話し、できる限り応えていくよう努力します。」ということで、あと、こちらは「思い」というところにもアンダーラインを引いておりますが、これも後で説明させていただきます。

また「子どもにとって、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。」、「子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送るうえで大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。」、「また、お互いの権利がぶつかったときは、それぞれの権利を両立するために努力し続ける必要があります。これらのことを、区や大人はしっかりと子どもに伝えていきます。」という部分、この辺りを、今までなかった部分をしっかりと大人の答えとして明記していきたいと考えております。

その後、「この条例は、」ということで「日本国憲法」云々があって「こども基本法の理念に基づき制定します。」、その後、さらに「私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現していきます。」ということで、「制定します。」と言った後に、さらに具体的に実現していきますよという宣言みたいな形での文章のまとめをしたところでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

条例（素案）の資料1の参考①の24条のほうを見ていただくと、もっと分かりやすいかもしれないのですが、資料1、参考①の7ページ目です。ここに第24条「普及啓発」があります。右側に新規とありますが、表記上は新規でいいのかと思うんですけども、ここに「普及啓発」、1、2、3とあるんですけども、この2と3の間に、こちらの「普及啓発」、今の前文のところとつながる部分がありますので、そこに追記していくイメージでおります。

その中身が3として「区や大人は、社会における責任ある生活を送るうえで、自身の権利の行使は、他人の権利も尊重したうえで成り立つことや、互いの権利がぶつかったときは、それぞれの権利の両立に向けて

努力し続ける必要があることを、子どもたちに伝えていきます。」という
ことの内容を、こちらの「普及啓発」のほうにもしっかり明記していく
必要があるのかなということで、ここはもう一文追記して、今の素案の
3を4に変えるというようなことで今イメージしております。

続きまして、2の「事業者」の定義と役割についてというところでは、
この間、これまでは事業者につきまして、団体に含まれるということで
整理をしていたんですけども、やはり事業者と例えば雇い主の使い分
けが曖昧だったところもあったりしたということもあって、実は庁内か
ら意見が幾つか出てきたということもあって、事務局として改めて再
度考えまして、このあたりは事業者に統一する、事業者という表記はや
はり必要かなということを考えまして、このたたき台を今整理している
ところでございます。

定義と役割について、それぞれ左側にまとめているところなんですけ
れども、事務局修正たたき台としては、団体のところに、さらに「子
どもに関わる事業者」、第2条のところ、言葉の意味のところに追記し、さ
らに法人という部分を明記していると。

第2条の5のところ、こちら事業者なり法人ということを追記して
いるところです。

また、第11条、「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子
どもに関わる事業者の責務」ということで、事業者という名称、名前を
しっかりここで明記したというところなんです。

3として「子どもに関わる事業者は、」ということで、こちらは事業者
の役割をきちんとここで定義しています。「その雇用する労働者が子育
てしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもの自分らしく、豊か
に育つことが出来るよう配慮しながら事業活動を行う責務がありま
す。」ということで事業者の部分を整理してございます。

続きまして、3ページ目でございます。これも続いて、12条のところ
にも、こちらは団体の後に「事業者」という言葉を追記して、第12条の
2項のところにも「その雇用する労働者が子育てしやすい環境の整備に
努める」ということを入れてございます。このような形で素案から、事
務局の修正案ということでまとめているところです。

続きまして、3ページの3のところなんです。「年齢や発達に関わらず」と
いった表現についてなんですけれども、こちら、この間、様々なところ
から御意見もいただきながら、さらに川崎市の条例なども参考にしな
がら、「障害の有無、国籍など」という言葉を、今回「年齢や発達にか
かわらず」といったところが全体で4か所出てくるんですが、その後「障

害の有無、国籍など」というのを追加したらどうだろうということで、事務局修正たたき台ということで左側に載せてございます。

続きまして、4ページを御覧ください。4番の漢字表記についてというところ、この間も「大人」の表記についてどうだろうというお話もあったかと思います。この間、「大人」と「子ども」というふうに並べると、確かに大きな人、小さな人というような比較にもなったり、大人の優位性が際立つということもあって、平仮名表記の「おとな」を採用することはどうだろうかという御意見をいただいております。現在、国とか東京都などを含めて、漢字の「大人」と平仮名の「おとな」の使い分け、いろいろ調べても基準がないこともあって、区としては、漢字から平仮名表記に変更する明確な理由といたしますか、説明がなかなか難しく、現在、事務局としては考えているのは、一般的に「大人」というのは、これまでどおり漢字の「大人」でいかがかと考えているといったところ です。

(2)、最初に「おもい」の部分、アンダーラインを引いていますというお話をしましたけれども、この間の「おもい」という漢字表記について、田んぼに心の「思」というのと想像の「想」、こちらの思いという漢字表記については統一すべきではないかといった御意見などもいただいております。現在は、子どもについては「想」、大人は「思」ということで整理をしておりますけれども、今、事務局としては、子どもの願い、不安、悩み、喜び、悲しみ、望みなどを含めた子どもの意思を受け止める必要があると考えられるので、「おもい」という表記については「思」といった表記に統一してはどうかと考えているところでございます。

最後に、5ページに資料1ということで、これも今週月曜日、子ども青少年協議会で出た意見を参考資料としてつけております。本日の議論と直接絡む部分はほぼないかとは見ているんですけども、前文の部分の子どもからのメッセージの部分のお話ですとか、あとは子どもの権利についての部分の御指摘、御意見ですとか、「子ども条例検討プロジェクト」後期検討会に期待することとか、あとは条例全般という部分がありますけれども、そういった中で青少協からも、こういった意見が出ていますよということで、こちらは参考資料としておつけしております。

説明がちょっと長くなりましたけれども、私からの説明は以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

私も昨日、これを確認させていただいたんですけども、今回は、この件で1時間ぐらい時間を取っていきたいと思っています。今回の事務局修正たたき台の中で、特に下線が引かれている部分、区や大人の決意

表明、あとは2枚目の第24条の普及啓発なんですけれども、この部分が多分多く書き込まれているわけですが、前回のものに対して、今回、かなり書き込むことになった背景とか、そのあたりの補足説明をお願いしますと、この後の議論が少し話しやすくなるかなとも思いますので、そのあたりの補足説明をお願いできますか。

松本部長

では、私からお話をさせていただければと思います。

今回、この素案で、特に子どもたちが考えた前文であるとか、そういったところをお示しした中で、様々議会であるとかパブリックコメントなどから御議論、御意見いただいています。今回の前文なんかは特に特徴的なんですけれども、子どもたちが生の声、気持ちを、こういうふうに素直に書いている文章というのは、条例文に世田谷区の中でもやってきていないというところもありまして、今までの文章と比べて口語体で書かれていて、素直な気持ちというところに、いろんな思いの受け止めがあったのかと思っております。

そういった中で、様々意見があったんですけれども、1つ、今日の論点としては入れていなくて、子どもたちの検討プロジェクトのほうで話し合ってもらうんですけれども、例えば資料1の参考①ですか、子どもの権利条例の素案の2ページで「大人へのメッセージ」というところなんですけれども、1行目のところで「私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、『否定』じゃなく、『肯定』してください。」といった言葉に、いろんな反応があったかと思っております。

共感する御意見もあれば、例えば時には最善の利益の観点から、叱ったり否定をしなければならない場面もある。そういうのを全て肯定するわけにもいかないのではないかという意見もあって、また、こういった文章を示してしまうと、例えば教育の現場でも混乱を来さないとか、様々いろんな意見がありました。それは大人たちが最善の利益を考えながら、子どもたちをしっかり育てていきたいという思いから、こういう意見が出ているのかとも思って受け止めております。

そういった観点から、大人のほうの受け止めというところが、そういった御意見とかを見ていると、今の素案ではちょっと薄いのかなというふうにも思っております。また、子どもたちとの子ども青少年会議、この間やってきておりますけれども、そういった中でも子どもはいっぱい書いているんですけども、大人の受け止めのところがちょっとさっぱりしていないかという意見もあったりとか、そういった御意見もあります。

また、ほかの自治体でもある御質問なんですけれども、子どもたちに

権利というところを明確に言っていくと、やはり権利の裏には義務があるのではないか、であるとか、社会でいろんな人たちが生きていく上では、お互いに尊重した上で、行動には責任が伴うんじゃないかとか、そういうところの御議論もありました。

また、子どもたちをただ肯定していくのではなくて、生き抜く力を育てていかなきゃいけないんじゃないかという意見であるとか、本当に様々な御意見があると思っております。権利を認めると、わがままになるのではないかとか、他の自治体でもいろいろ議論されているような御議論が、この間あったかと思っております。

そういった中で我々は、やはり権利条約の考え方であるとか、ユニセフが示しているQ Aなんかもベースとしながら、しっかりその認識というのは伝えていかなければいけないと思っておりますので、例えば権利というのは、もう生まれながらして与えられている。何かと引き換えではないといった前提のもとに立ち、ただ、やはり相互尊重というところは大事ではないかとか、そういったところをしっかりとこの中でも言っていくことによって、多くの皆さんが共感を得ながら、この条例を大事にしてもらえるのかなといった思いがあって、少しここの大人の決意表明のところを厚くしたというような背景がございます。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。今、御説明いただきましたように、この間、パブコメとか議会などからの幅広い意見をどう考慮するかという点と、あとは子どもたちが考えてくれた大人へのメッセージに対する区や大人側の受け止めをどう表現するのかといったところで、先ほど部長からも相互尊重の大切さみたいなことを含めて御説明いただいたかと思えます。

それでは、この区や大人の決意表明とのところ、あと、その他のところも幾つかありますので、どこからでも構いませんので、御意見のある方はよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

委員 ○○です。昨日の夜、資料が送られてきたのを見まして、ああ、やっぱりこういうふうに書かれているのか…というのが第一の感想です。といいますのは、今まで子どもの権利云々でも、必ず権利と責任、それから言い方は悪いですが、大人側の介入というところを前面に出している解説というのは多々あったかと思えますし、教育の現場でも必ずそういうことは議論になってきました。

今回、そこをすっきりさせて、子どもを主体に出してきたというのは、非常に目新しい形で進んできたなという感想を持っていまして、例えば

前段の「責任ある生活を送るうえで大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。」というのは、割とここまでは権利と責任、権利と、ある意味社会への自立というのはすんなりと入ってくるんですが、その後のところが、ここに入れるべきなのか疑問です。

例えば「普及啓発」という題名だと若干イメージが変わってしまうんですが、そこに同じくもう一度、ほぼ同じ内容が繰り返されているんですよ。「社会における責任ある生活を送るうえで、自身の権利の行使は、他人の…」という文章で、最後に「それぞれの権利の両立に向けて努力し続ける必要があることを、子どもたちに伝えていきます。」と、これは大人側のメッセージとしてここは私はいいと思うんです。

では、こちらの大人の決意表明に「互いの権利がぶつかったとき」というのを前面に入れることに、はっきり言えば違和感を感じます。といいますのは、せっかく世田谷なりの子どもを主体としたメッセージをまず送る。だけれども、やはり大人側として、ここも考えているんですよというのを後半に入れるのはいいと思ったんですが、前面に入れると、言い方は悪いんですが、ああ、またか…というのが昨日の夜、最初に読んだときのイメージでした。

特に8日に、私もシンポジウムに聞かせていただく側で参加させていただいたんですが、そのとき、若者、高校生、中学生を含めて、やはり受け止めてもらいたい、そこをどれだけ区、大人、行政も含めて受け止め、これからちゃんと子どもに伝えるかというところがポイントになると思いますし、子ども・若者からもメッセージがすごく送られていたなと思います。その時のイメージでいきますと、大人の決意表明のこの最後の1段は、子どもの立場から見ると、ああ、またかという——今日、3回言っちゃったんですが——という気がしましたので、事務局でももう一度考え直していただきたいと。

そして、意見表明のほうに入れているこの部分では、ごめんなさい、（普及啓発）という括弧書きがいいのかどうかというのは若干疑問が残りつつも、入れておいてもいいのではないかという私の感想を含めた意見です。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。子どもたち、あるいは若者たちからすると、子どもたち自身の声をどう届けるのか、大人の側がどう受け止めるのかというところをとっても期待しているんだけど、この決意表明の後半のほうの書きっぷりからすると、何となく大人が良かれと思うことを逆に伝えていくみたいなのが少し見られるといった意見で、どうだろ

うかということでした。ありがとうございます。

今、〇〇委員がおっしゃったことと関連してもよいですし、ほかのところでも構いませんけれども、いかがでしょうか。

委員

〇〇です。私も、「互いの権利がぶつかったときは」のところに、読んでいて違和感を感じました。というのは、この権利を人権と捉えると、公共の福祉という観点につながるし、そうではない、一般的に例えば同じ漫画を読みたくなくて、その順番に対してどうなのかというようなときは、それは話合いだとか何とかというルールの話になるわけなんですけれども、どちらをここで言っているのかというのが分からなくて、もしそれが人権のことだったら、今、〇〇委員がおっしゃった懸念につながるなと考えましたので、今、〇〇委員からの御提案があったように、普及啓発のところで、そこを整理して入れるというのは確かにいい案かなと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長

人権というふうにして捉えると、この区や大人の決意表明の部分についてはちょっと違和感があるということで、ありがとうございます。

続きまして、〇〇委員、お願いできますか。

委員

ありがとうございます。

1 ページの後半に、区や大人の決意表明のところで「しっかりと子どもに伝えていきます。」という文面があって、私は、そのしっかりとという言葉に少し引っかかりを感じています。伝えていくということを強調したいということは物すごくよく分かるんですけども、しっかりとという言葉は口頭ではなく文面に残すというときに、何をもってしっかりとというふうにするのかというのは主観がすごく入ると思うんですね。なので、これを入れることの意義はもちろん分かるんですが、どうなのかなというのを思っています。

恐らく英語だったらクリアーになったり、あるいは確実にとか、漏れなくというのが本意なのかなとは思いますが、今度はそういうふうにしちゃうと、ここは漏れたじゃないかというふうになってしまうのかなというので、文言をどうするのかというのは大変難しいところだとは思いますが、「伝えていきます。」と書いてあるという意味では「しっかりと」というのを消してもいいんじゃないのかなと。両主観が入って、どうにでも捉えられるというところがあるという意味なんですけど、そんなふうに思いました。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。この「しっかりと」という部分に関してはい

ろいろな意味合いがあるということで、明確にとかクリアにといった意味も含まれていれば、少し違った意味としては、大人の思いを強く一方的にみたいにとられかねないというところも確かにあるかなと思いました。子どもの最善の利益なんていう考え方は、子どもと一緒に、その子にとって何が最も望ましいのか、一緒に考えていくということが一般原則にあるわけですがけれども、何かしっかりというと、すごく一方的な感じも、私も今、話を伺っていて、そんなふうに思いました。

ほかにはいかがでしょうか。では、最初に〇〇委員、〇〇委員、久保田委員の順番で。

委員

〇〇です。私も、全く今お話しいただいた先生方と同じところでずっと引っかかっている、特に「お互いの権利がぶつかったとき」という言葉ですね。そこに本当に最初にまずが一んと引っかかりました。意見はぶつかるけれども、権利がぶつかるという言葉がまず間違っているんじゃないかなというふうに思っていて、権利を侵害されるという言葉はあるので、例えば子どもが自分の権利が侵害されたというふうに感じたときには、それを言っているんだよということを言えることはできると思うんだけど、権利がぶつかるんじゃなくて、意見がぶつかったときには、お互いに話し合って、それを乗り越えていくということはあるけれども、権利がぶつかるというのは、それぞれに権利があるので、先ほど人権ということでおっしゃっていたと思うんですけども、私も権利というのは、子どもに一人ずつ人間としての存在として生きる権利があるよという意味だと思うので、意見がぶつかったときに折り合うということと権利ということはちょっと違うんじゃないかなというところ、そこがすごく違和感を感じました。

あと、やはりこのところにどうしても、あなたに権利をあげているんだから、ちゃんと責任も果たしてね的な裏の言葉が読み取れてしまうというか、そういう感じで大人から押しつけている感が非常に強く感じてしまうなというような気がしているので、やはりこの文脈——文脈というか、用語を変えていくということが必要ではないかなと感じました。

以上です。

加藤（悦）会長

2つ述べていただきましたけれども、2つ目に関する違和感私は私も感じていて、子どもたちに権利を与えるから、これこれも、こういう条件も果たしてくださいねみたいな感じで、子どもと取引しようとしているみたいな関係性になってしまっているということと、本来、人権として権利を考えた場合に、権利がぶつかるということはないんじゃないか

と。意見がぶつかり合うということは当然あって、だけれども、権利がぶつかるというところの表現はどうなんだろうかということでした。ありがとうございます。

それでは、続いて〇〇委員、お願いします。

委員

ありがとうございます。私も、この「しっかりと子どもに伝えていきます。」というところがすごく気になって、何回も読んだんですけど、何で気になっているのかとすごく考えたんですが、学校の先生が素案を見てお話しされたときに、子どもにあまり権利、権利と言われると困るんだよね。授業中に僕、権利があるのでと立ち歩かれても困るしと言った方がいらっしゃると聞いたことがあるんです。やっぱりそういうところなのかなと思っていて、私は、そういうときこそ、やはり大人や先生が子どもに、あなたの権利もあるかもしれないけれども、ここのほかの子どもたちにも権利があるよねという話をするいいチャンスだと思っていて、やっぱりそれが教育の現場であったり、大人のすべきことだと思うんです。

この最初のほうに書いてある「真剣に考え、対話をし、」という対話ってやっぱりいいなと思っていて、青少年委員さんの中でも、時間をかけて子どもとの関係をつくってほしいという文章があると思うんですけど、やはり大人と時間をかけて人間関係をつくってほしい。対話によって、それを分からせてというか、導き出してほしいという気持ちがすごくあると思うんですね。なので、これを伝えていくというのは、伝え方は人それぞれで、このままだと今までと同じ伝え方をすることがよしと思われる方も出てこれると思うんです。そうではないのではないかなと思ったので、何かここに工夫が欲しいなと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長

いろいろ権利に関する話合いが現場の中で生じたときには、それを一つのチャンスとして捉えながら、子どもと一緒に話し合って、権利って何だろうねなんていうことを深めていく、そういった場面が最も重要で、それをしっかりと伝えていくというふうに書き込むというところに対する違和感がかなりあるということで、御意見をいただきました。ありがとうございます。

続いて、久保田副会長、お願いします。

久保田副会長

もう委員の皆さんがおっしゃったとおりで、ここの文章は全部引っかけました。出ていないところでいくと、「権利の両立」というところも、権利が両立するって一体どういう状況なのというところも少し分から

ないですし、「努力し続ける必要があります。」、これは主語が誰なのかがまず分からないというところもあります。

あと、最後の文章、ここも私は引っかかりまして、なぜかといえば、ここだけ大人から子どもへの一方通行なんですね。この「権利がぶつかったとき」、イメージは分かるんですけども、そのときに努力しなければいけないのは大人側もそうだと思うんです。なので、ここだけ大人から子どもへの一方通行になっているので、やはりここはそうではなく、〇〇委員もおっしゃったとおり、対話であつたりとか、大人に対してもちゃんとこれは普及啓発をする。大人側も理解するということも意味として含めないと、やはりここだけ本当に大人から子どもに何かが押しつけられるというふうなイメージが強に残ってしまうのかなと思います。

ここの文章、パブコメも私は見させていただいて、昨日の子どもたちの議論も見ましたので、こうなった背景は重々分かるんですけども、そこは少し、昨日の子どもたちもすごく、子どもたちは本当に大人側の意見もちゃんと受け止め、どうしてこの大人はこういうふうに考えちゃうのかな、私たちの思いが本当に伝わっていないなということを踏まえて、表現を昨日も1個1個すごく丁寧に考えていたので、ここの文章、もう少し丁寧に子どもが見ても大人が見ても両方納得できるような文章に少し変えていただきたいなと思います。

私からは以上です。

加藤（悦）会長 子どもたちとのワークショップを進めていただいている立場から、子どもが読んでも納得ができるような表現が求められるのではないかとということで御意見をいただきました。ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いします。

委員 大筋皆さんと同じ意見です。恐らく議会对策とかもあって、そういう言葉を入れたんだろうなというのはすぐ分かるんですけども、私が思ったのは、この「また、お互いの権利が」以降のところというのは、結局、言い換えると、子どもたち自身も対話しながら、お互いを理解し合うということをやっていきましょうということに言い換えるというか、これだと本当に大人が子どものやつを制限するというような感じになっていますけれども、そうではなくて、子ども自身も、大人と子どもの対話だけではなくて、子ども同士の対話ということによってお互いを知る。その中で結果的に、それはお互いの考え方が衝突したりとかするときの調整とかというのは、結局、対話で解決することになると思うので、そのようなニュアンスを上に入れることによって、下の「ま

た」のところをなくすほうが、この文章としては趣旨としてはっきりするし、後退したというふうに見られないのではないかなとまず思いました。

あと2点ほどあるんですけれども、上のほうで「できる限り応えていくよう努力します。」というところがあって、これは修正のたたき台にも残っています。先日の部会で出てきた資料の中でも、子どもの意見をできる限り聞きますというふうなところが、同じような表現がありました。実際に全てをかなえることはできないということで、こういう留保をつけていると思うんですけれども、できればこれは取ってほしいなと思いました。

別にこれがあるがなかろうが、全てをかなえることはどのみちできないんですけれども、こういった留保があると、子どもからすると言い訳じみているように見えてしまうし、何かのときに、この「できる限り」というのを使って、意見を落としてしまうということにつながると思うので、私は、これはできれば取っていただきたいなと思いました。

最後が全体を通してなんですけれども、この内容そのものは非常にすばらしくてあれなんですけれども、これが世田谷区という地域といった地域性というものが、この文章の中に表れるかという、普遍的な感じ過ぎるところがちょっとあるなと思いました。

例えば、地域とのつながりの中で、子どもたちが自分の心を育むとか、相手を尊重するとか、そういった地域とのつながりの中で、自分たちを育てていくといった地域性みたいなところを少し入れると、世田谷区としての独自の施策といったところにもつながりやすくなりますし、現状だと例えばこれをどこかの市に移植しても、そのまま使える感じになると思うんですけれども、それはいいことでもあり、特徴がないということでもあると思うので、そういった地域性とかを入れ込めるようなものが前文にあるといいかなと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。一番最初に述べていただいたのは、今回、パブコメとか、いろいろな意見があるんだなというところは見えてきたわけで、みんなが対話に開かれていて、子どもの権利って何だろう、あるいはそれを具体化していくためには、どうすればいいんだろうということをもみんなで対話しながら理解を深めていこうという、先ほど〇〇委員もおっしゃっていましたが、そういった対話ということはすばらしいのではないかと、それをどう表現するのかというところがあるかと思えます。

また、権利とか人権というと、どうしても普遍的なものというふうに捉えられがちですけれども、やはり世田谷の地域性とか、世田谷らしさというものがどこかに表現されていくと、余計世田谷固有の条例になってくるのではないかとといった御意見をいただいたかと思います。ありがとうございます。

では、〇〇委員、続いてお願いします。

委員

ありがとうございます。私も皆さんの発言に賛同しておりました。対話というところで言うと、何で対話がいいなというふうに思ったかという、やはり対等な立場というのが前提になってくるのかなと思いますので、その辺も何かキーワードとして入れていただいてもいいのかなと思いました。お互いの、それぞれ権利の主体として対等の立場で対話していくというのが、しっかりと根づいていくといいのかなと思いました。

もう一つ、事業者のところの話が出ていなかったんですけども、2ページ目の一番最後の3番ですか、ここに責務としていろいろ事業者の責務というのが書いてあるんですけども、3ページ目に行くと、今度は事業者の役割として、第12条第2項に事業者の役割というのが書いてあるんですけども、内容がほとんど似ていて、これは責務なのか役割なのか、この辺が分かりにくいなと思ったところであったので、その辺はあえて書かれたのか、それともどうなのかなとちょっと気になったところでした。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。対話、権利の主体としての一人一人対等な立場で対話をしていくというところはとてもよいのではないかな。後半の部分も幾つか責務とか役割なのかといったこともありましたけれども、ここまでのところで、先ほどの〇〇委員からの2つ目の御質問にも関連させて、何かございますかね。事務局から、ここまでのところでいかがでしょうか。まだこの後もいろいろ意見があるかもしれないんですけども。

嶋津課長

たくさん御指摘、御意見いただきましてありがとうございます。

こちらでも、この間、いろんな意見を聞いてきた中で、我々も条約とかユニセフの資料を引っ張り出してきて、QAを見たりしながら、こういったことで子どもたちの声に対して、大人の回答として区や大人が伝えるべき内容という部分をいろいろ研究しながら、考えながらつくってきたところはあるんですけども、確かに今いろんな視点のお話をいただいたので、その点についてもう一度中でも検討していきたいと思って

おります。

あと、事業者の部分、これは庁内からの指摘であったんですけども、事業者のところの書きっぷり、確かに団体も、子どもに関わる団体については責務、一般的な団体については役割というふうに一定区別したことがあったんですけども、ここの事業者の書きっぷりという部分についての責務という部分と役割、ちょっと分かりにくいといえますか、どうなんだろうというところ、確かにぱっと見、こうやってつなげてみると、責務と役割という部分では、やはり言葉が違うので、そこはもう一度調整していきたいと思うんですけども、事業者の部分で何か話がありますか。

事務局

御議論いただき、ありがとうございます。計画担当で条例を担当しております〇〇と申します。

事業者の部分につきまして、少し御説明させていただきますと、当初、団体に事業者は含むという整理をしていたんですが、その事業者というのが別途個別にワードとして出てきた中で、団体との関連性が分かりにくいといった御指摘もいただいております。そういった中で、どのような形で事業者を表現していくかというところを考えたところなんです。この条例では、子どもに関わる団体というのと、それ以外の一般的な団体という書き方をしているんですね。そうすると、どちらか片方に事業者を入れてもアンバランスになってしまう。よって、子どもに関わるような事業をしている事業者と、それ以外の一般的な事業者という書き分けをしております。

そうすると、もともと子どもに関わる〇〇というのは責務という書き方をしている、それ以外の団体であったりというのは役割という重さの違いを表現していたんですが、そういった中で事業者をそこに当てはめていくと、ここに書いているような表現になっております。多分事業者に求められることは、基本的にはそんなに変わらないんですけども、特に子どもに関わる事業をやっているところは、子どもに関わる団体と同じく、より高い意識を持って自社の社員の方の子育てを支援するだけではなくて、それ以外に地域にも配慮、気を配って地域の子育て支援、子ども支援を支えていこうみたいな部分を表現したところです。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。事業者といった場合にも、いろいろな事業者が含まれていますので、少し子どもに関わる事業者と事業者と言った形で整理をして、それぞれの責任の重さとか役割というところも含めた上で、少し表現を変えたということで、ありがとうございました。この点

に関しても、また何か御意見があればお願いしたいと思います。

また、今回、先ほど事務局から御説明いただいたところで言いますと、4 ページ目に「大人」の表記とか「おもい」の表記に関する案も示していただいていますので、この辺で意見がある方は、こちらのほうでも構いませんけれども、いかがでしょうか。

まず最初に、論点として示していただいた部分を議論して、それ以外のところでまた何かあったら、もし時間があれば、そちらにも触れていただければと思いますので、いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

委員

〇〇です。皆さんのおっしゃっているような感じを私も受けておりまして、全体的に子どもと大人の違いを強調し過ぎている感じがするなというような印象を受けました。特に一番最初のところ「そして、区民の一員であり、」と言って、一緒ですよと言っているのに「次の時代の創り手です。」ということで、何かここで急に、そうはいつでも、あなたたちはまだ2 軍、3 軍ですよみたいな印象を受けてしまうような雰囲気がか全体的に感じられました。次の時代と言っちゃうと、今、子ども青少年とかでやっている子たちは、今の時代を創っているんじゃないのというふうなこともあるかなと思いますので、ごめんなさい、感想になってしまうんですが、そういう表現、少し見直したほうがいい部分もあるのかなと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。

では、続いて〇〇委員、お願いします。

委員

〇〇です。今、皆さんの意見や感想を受け止め、そして最後のコメントを聞きながら、僕も全く同じようなことを考えておりました。

この条例の趣旨は、まさにこの第1 条のところに書かれているように、「子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的なことがらを定める」と。この趣旨に基づいて、それ以降のところで子どもの権利を明確にし、その子どもの権利を実現させるために、どうそれを尊重していくといいのかということがここに書かれていて、すなわち、皆さん対等にというようなところの話もありましたが、子どもと大人はともに今、そして未来をつくっていくパートナーなんだと。そして、なかなかその部分が実現されていなかったところから、子どもが素直な自分たちの思いを出し、大人にメッセージを伝えていくと。そうした子どもからのメッセー

ジを受け、大人がそれを大切に受け止め、どう応えていくのかということとがここに書かれていくものなのかなと。

そうすると、これまでのこうした議論等、様々なこれが明らかになってからの議論の中で、子どもと大人が対立関係になっていってしまう、そこにこの議論が巻き込まれてしまっているという印象を受けるんですね。その対立構造がその鮮明になってしまうということを避けていく必要があるのかなと。

そうした意味においても、先ほど漢字の大人、大人の表記を漢字「大人」と平仮名「おとな」の使い分けの基準がなく、区として漢字から平仮名表記に変更する明確な理由を説明できないということから、漢字「大人」を採用するという御提案をいただきましたが、そうであるからこそ、そうした議論を踏まえて、ともにつくっていくパートナーという漢字からにじみ出るといえるのか、この表記からにじみ出るところの部分避けていくといえるのか、緩めていくためにも、平仮名「おとな」にして、この条例の趣旨というものを皆さんに示していくということがいいのではないかなと思いました。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。まず、先ほど〇〇委員から、子どもと大人という存在を分け過ぎているのではないかという御意見があり、〇〇委員からは、やはり子どもと大人はパートナーである、あるいはこれまで出てきた御意見ですと、対等な立場で対話をし合う関係なんだといったことが出てきました。そういったことを具体化していく、あるいは表現していくといったことになった場合に、大人の表記に関しても、漢字ではなく、平仮名のほうがより望ましいのではないかといったことを述べていただけたかと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。〇〇委員にまず行って、その後、〇〇委員に行きたいと思います。〇〇委員、お願いします。

委員

保育の実践のほうからお話を少しだけ。どうやって乳幼児期から子どもたちが権利を学んでいくかということなんですから、まさに目の当たりにしているわけなんです。もっと言うと、どうやって市民性を獲得するかという話なんですから、ぶつかりながらという言葉は、まさにぶつかりながら、お互いの権利のことを学び合っているというのは、現実として実践のほうであるかなと感じています。24条に書いたほうがいいのか、どこに書くのか、権利か意見か、もちろん押しつけにならないように、今、先生方がおっしゃったところは十分に配慮すべきことなんですから、ぶつかりながらという言葉を使うかどうかは別と

しても、何かそういう衝突によって学び合う、ぶつかり合う権利とまでは言わないですけれども、乳幼児期のことを考えれば、そうやって学んでいっているというところもあるので、全てが間違っているわけではないというのが、すみません、ちょっと蒸し返すようですけれども、私が感じたところです。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。空気を読みながら、自分の意見を少し引っ込めたりではなく、やはり現場にいらっしゃる立場として、自分の表現をしたり、主張したり、それが時にぶつかったり、ぶつかる中でお互いにその思いを伝え合う中で成長していく、学んでいくということが現実にはあるので、そういったところを少し生かしながら表現していくというところも大事ではないかということで御意見いただきました。ありがとうございます。

では、〇〇委員、続いてお願いします。

委員 私も子育て、小学生と中学生がいますけれども、常にぶつかり合いで、戦いのような状態ですよね。小さいときは、御飯の前におやつを食べたいとか、そういうところから始まりますし、中学生ならスマホに制限をかけたりというところは、もう常に戦いにはなるんですけれども、大人のほうがやはり経験値もあって体格もいいし、やはり子どもに対して対等に対話というのは、大人同士でもちゃんと対話ができるというのはなかなか難しいと思うんです。

なので、では対話って何だろうとか、対等な対話をそもそも大人たちは分かっているのかということもあって、今の話だと、大人がすごくちゃんとした大人で、成熟をしている大人たちばかりだったら、そもそも子どもの権利は守られるんですけれども、そうではない同士が、大人同士も子ども同士も対等ではない中で、対等に対話をするということだと思っただけですね。なので、では、どうすればいいというところまでは行かないんですけれども、やっぱりぶつかり合いながら育てているので、そこは現場ではそうになっています。

あと、ちょっと飛ぶんですが、3ページの「障害」の表記が私はどうしても気になっていて、これは開かないのかなと思いました。漢字のまま行くということでしょうか。

以上です。

加藤（悦）会長 対等な関係での対話というのは、具体的にどういうことなんだろう。対等な関係での対話。でも、大人のほうがいろいろ力が強かったりみたいなことがあるわけですけれども、対話、多分目的をあらかじめ定める

のではなくて、お互いに聞いたり表現し合ったりみたいな中で、どういう方向に行くのか不確実な中で、お互いに話し合い続けるみたいなのところが対話のニュアンスにあるのかなみたいなことを〇〇委員の話を聞きながら感じていました。

あと、「障害」の害の字に関しては、多分ほかにも気になった方もいらっしゃるかもしれないんですけども、今回、漢字の案として出てきた背景とかはありますか、どうでしょうか。

松本部長

ここの障害のところですけども、我々の内部で、これをどういう表記にするかと議論するよりは、むしろ区の全体の表記がどうかというところに合わせています。専門部署の中でも、やはりいろんな議論があると思っていて、そこに合わせているというのが率直なところですよ。むしろこちらのほうでは、例えば子どもの表記というのは、多分ここで決められるところであり、大人の表記は多分区全体に及ぶところというようなイメージがあるかと思っております。

加藤（悦）会長

障害者の計画も漢字ですかね。

松本部長

まだ全部そうですね。

加藤（悦）会長

なるほど、ありがとうございます。

委員

では、これを強く違和感を持っている区民がいましたみたいなことは上げられるんですね。

松本部長

はい、そういった意見は伝えていきます。

委員

「障害」の障も開いたほうがいいかなと私は個人的には思っています。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。〇〇委員、お願いします。

委員

先生方の御意見を伺って本当に勉強になります。私も、やはり先生方がおっしゃっているように、意見がぶつかったときというところがちょっと引かかりました。ぶつかることがあるということを入れたのはとてもいいことだと思って、ただ、この表現がちょっと気になる。意見がぶつかるのか、それとも権利、権利がぶつかるというのはよく分からないですけども、権利を行使して得られる利益がぶつかるのかなのか、何なのかよく分からないんですけども、そこはちょっと気になったところではあります。

ただ、その後で、1 ページ目のところですけども、「権利を両立するために努力し続ける必要があります。」というところを入れるというのが、これを文章にした方が、いい人なのかなというのが分かります。というのは、ここのところよく街角でたすきをかけた人が、必ず実現いたしますとか、そういう表現をよく聞くので、できないこともあるし、で

きることもあるという意味で、こういう表現、ほかにも見られますけれども、あるのはきっといい人なんだなということが分かりますので、私は、だから、逆にできないことを必ずできる、実現しますみたいに言っている人たちとは違って、こういう方たちがこういう文章をたたき台として上げてくださるというのはとてもいいことだと思いました。

ほとんど感想です。ありがとうございました。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。意見をお互いに表現してもいいんだ、ぶつかることもある、そうしたらお互いに対話をしていこうといった形がいいのかななんてことをちょっと聞きながら感じていました。また、必ず実現するというよりも、実現に向けて努力しますという人のほうが誠実な感じがするというような御意見もいただけたかと思います。

委員 感想です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。〇〇委員。

委員 〇〇です。すみません、追加をお願いします。

先ほど事業者についての定義について教えていただいたんですけれども、事業者という言葉が、多分英語だとプロバイダーなのかなと思いつながら聞いていたんですが、これは例えばどういう団体が入るのかな、どういう人たちがここに入るのかなといういろいろ考えたんですけれども、そういったときに、それは営利団体なのか、非営利団体なのかということだったりとか、例えば塾は事業者に入るのかとか、でも、事業者といったときには、保育園を運営している社会福祉法人は事業者だけれども、これはどこに入るのか。団体なのかとか、何かそこら辺のところ、全部網羅したのは分かるんですけれども、もしかすると少し整理が必要なのかなと。営利団体、非営利団体、非営利組織、非営利法人、そこら辺のところ、もしかすると、ぱちっとしないといろんな漏れが出てくるかなというのを少し感じました。

それで1ページ目の最初のところに戻るんですけれども、たたき台の3段落目のところで「子どもにとって、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。」というところを、最初にさらっと読んだんですけれども、大人の意見押しつけ感がすごくあって、これが分かるのは大人じゃないと分からないですね。子どもにとってという言い方がもしかしたらちょっと上からな感じがしてしまったので、例えば「子ども時代に周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、安心感や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。」ぐらいにすると、すご

くフラットな感じになるんじゃないかなと思いました。子どもにとって、大人から与えている感じがとてもしてしまったので、いわゆる一般的にそうだよとするには「子ども時代に」にするといいのではないかと、このを一つ意見として付け加えさせていただきます。ありがとうございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。この事業者という言葉に数多くの意味が込められているので、そのあたりをどう整理するのか、誤解がないようにどう表現していくのかといったところと、あと、こちらの決意表明のところでも貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

委員 最初のたたき台の1ページの「子どもにとって一番良いことは何かを真剣に考え、対話し、できる限り応えていくよう努力」、ここも努力があって、子育てしていると、さっきも言ったような子どもと対等に対話をするって結構努力の要ることというか、忍耐と努力、あと何が対等か、自分の経験値と今の実際、自分が本当に正しいかどうか分からないし、それを対話によってどうするかを導いていく、見つけ出していくんですが、対話自体にすごく努力を要するものだと思っていて、この文章だと、当たり前に対話ができる前提みたいになっているんですが、対等な対話に向けての努力というふうに文章がなると、私としては子育てしている身としてはしっくりきます。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。日々子育てをする中で、子どもと向き合っていく中で、よりしっくりする表現ということで御提案いただけたかと思えます。

いろんな意見をいただいて、ここで文言を考えることはできないので、もう1回持ち帰りながら、少し案を考えていくという形ですかね。

私からも一言述べさせていただきたいと思いますが、パブコメとか議員の方への説明の中で、権利を行使するなら義務も果たさなければいけないというお話が結構出てきたということを伺いました。子どもの権利とか人権の対になる概念は、子どもの義務ではなくて、子どもの権利と対になる概念は、大人の責任とか、子どもの権利を保障する大人の責任というのが子どもの権利の対になってくる概念ということになります。大人の中には、国とか自治体とか、保護者とか子どもに関わる保育士等の専門職とか、地域の大人とかいろいろ関わってきますけれども、子どもの権利の対になるのは大人の責任。

今日、最初の説明で部長からも、どう子どもたちの思いを受け止めて

いくのかということが出てきましたけれども、それはまさにそのとおりで思っていて、大人の責任とか大人の義務というのを英語で言うとリスポンシビリティーですので、子どもの権利に対する応答責任が大人側にあるというふうに捉える必要があるのではないかと思います。

これはなぜかという、子どもの権利に近い、性質を同じくする、例えば人権を根幹にしている日本国憲法とか、障害者の権利条約と比較してみると分かると思うんですね。例えば憲法にはいろいろな人権が書かれていて、福祉で言うと、例えば生存権が書かれています。ただ、生存権を与える代わりに、こういう義務を果たせとかということはないわけですね。

生存権というのは、人間であれば誰にも与えられるものですし、あと教育を受けるには、あるいは医療を受けるには、これこれこういう要件を果たさないと、あなたは医療を受けてはいけないよ、義務を果たさないとはいけないよということにはなりませんので、人権、子どもの権利の対になるのは子どもの義務ではない。むしろ、子どもの権利というものをもし条例に書いたとしたら、それが紙に書かれているわけですがけれども、文章化されているわけですがけれども、その紙に書かれている子どもの権利を、ちゃんと子どもたちが子どもの生活の場で行使できたり、実現できる環境を大人はちゃんとつくりなさいという命令が大人の側に来ているわけですね。ですから、その命令に対して大人は応えるリスポンシビリティーですから、応答する義務があるというようなことが対応していくわけですので、その辺を基盤に据えていくことが必要ではないかなと思いました。

事務局修正たたき台を見ていきますと「子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。」と書かれていて、権利とは何かということの説明がもしかしたら足りないのかなみたいに思っていて、例えば、子どもは生まれながらにして今を生きる権利の主体ですと。では、権利とは何かということをちょっと書き込んでも、もしかしたらいいのかもしれない。

例えばですけれども、子どもの権利というのは、子どもが人間としての尊厳を持って生きていくこと。あと、子どもの権利ですので、人間一般の権利だけではなくて、遊びの権利とか休む権利とか、子どもならではの権利も含まれます。ですから、かけがえのない子どもを子どもらしく過ごせる。もう一つは、個の尊重というのはとても大事ですので、誰にも変えられない自分らしさを大事にして生きていく上で不可欠なものであると。子どもの権利は、子どもが人間として生きる、尊厳を持っ

ていける、かけがえのない子ども期を子どもらしく過ごす。ほかの誰にも変えられない自分らしさを大切にしながら生きていくためには不可欠なものが権利ですということで、そういった権利を保障していく義務が自治体とか大人とか、専門職とか保護者にはありますので、区や大人は一人一人の子どものライフステージであったり、子どもが身を置くあらゆる場において子どもの権利が保障されるよう、もう努力し続けますということが入ってくる必要があるのかなみたいなことをちょっと感じながら読んでいました。

それはなぜかという、日本国憲法も国民から国家に対する命令なわけですね。人権が守られるように、国家は義務を果たしなさいということ、これを憲法は訴えているわけですので、それと同じ構造だというふうに理解できるかなと思いました。なんていうことをいろいろ考えながら読んでいまして、本当に皆さんが出していただいた意見と共通していますので、また、いろいろと検討するための材料として活用させていただければなんていうふうにも思いました。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員。

委員

ちょっと論点整理から離れるんですが、最初に御説明いただいた中で、資料1の参考①です。今回、事務局修正たたき台、区や大人の決意表明なので、子どもからの大人のメッセージのところは結構大事だなと思ひまして、ちょっと一言。

1行目の「私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、『否定』じゃなく、『肯定』にしてください。」、これは本当に子どもの言葉そのものだと思うんですけども、受け止める私たちとしては、いや、肯定も評価じゃんというふうになってしまうので、これは多分尊重というふうには受け止めたいんですよね。そうすることで、全体としての大人と子どもとの対等性というものがよりくっきりするので、どういう表現にするのかというのは、きちんと子どもの意思を尊重したいんですけども、受け止める大人としては尊重ということを確認できたなと思います。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですかね。

委員

もう1回だけ発言させてください。

何度も何度も第5章について発言をしていますが、第5章の25条の5項についてです。「区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。」という解職

規定がここに明記されているわけですが、このところは「世田谷区子どもの権利擁護委員の設置」という項目で、ここに本来書くべきことは、判断したとき以外は、その職を解くことができないという擁護委員の職務の独立性を尊重、担保する規定がここに入るべきで、書かれていることは全く同義なんですね。

解くことができるのか、それ以外は解くことができないというふうに書くのかで、同じことを書きながら、この章で何を言おうとしているのか、独立性を尊重するんだということを示すためにも、そのような表記に変えるのが本来の趣旨であるということについて、改めて発言をさせてもらいました。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。松本部長、お願いします。

松本部長 たくさん御議論いただきまして、ありがとうございます。

最初の論点整理のところで出してきた項目がなぜここに出てきているかというところで、この間のパブコメ等も含めた意見のところをお伝えさせていただきましたが、修正案をといるところですので、御指摘のほうを特に中心にお話しさせていただきました。けれども、もちろん、すごい賛成の意見であるとか、こういった文章を見て、やっぱり共感、感動の意見とか、様々子どもを中心に、子どもの権利を据えたというようなところに評価もいただいているところでもありますので、その点も申し添えさせていただきます。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。

それでは、以上とさせていただきたいと思います。いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。最終的には、ここに出てきた意見を含め、加藤で預らせていただき、事務局と最終調整させていただきたいと思います。

それでは、本件については以上とさせていただきたいと思います。

報告事項に移りたいと思いますので、次に報告1番の資料の2、保育待機児童にかかる緊急対策の取組みについてということで御説明をお願いいたします。

北川課長 それでは、保育課長の北川より御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。保育待機児童にかかる緊急対策の取組みについてということで、こちらは7月26日の区議会の子ども・若者施策推進特別委員会で御報告したものと同一内容となっております。

1の主旨でございますけれども、前回の子ども・子育て会議で御報告

させていただきましたけれども、今年度は待機児童が58人発生をしておりますして、砧地域の1歳児で26人、それから2歳児で19人、それから烏山地域の1歳児で13人生じているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、令和7年度以降の保育需給の分析を行ったところ、北沢地域と砧地域の1歳児について需要数が供給数を上回る見込みとなっておりますして、令和7年4月入園に向けた待機児対策としまして、既存の保育施設のさらなる活用とともに、緊急対策として地域や年齢を限定した私立認可保育所分園の新規整備を含めた取組みを行うということで現在、取組みを進めているところでございます。

2の現状と課題でございますけれども、(1)から2ページへ行っていただいて(4)の欠員数の推移につきましては、資料の6ページ、7ページにつけておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

続きまして、2ページの(5)令和7年度保育需要数・供給数の見込みのところでございますけれども、こちらが8ページに表をつけてございまして、そちらを御確認いただければと思います。

こちらは令和7年度から9年度のゼロから2歳の地域別の保育受給の見込みの表となっております。縦がそれぞれ地域ごとに認可定員、弾力化定員、弾力化拡充ということでお示しをしておりますして、その下の需要数が現在算出している需要数の見込みとなっておりまして、その下が差の部分となっております。

表のところでございますと、北沢地域の令和7年度1歳児21人でマイナスということと、砧地域の令和7年度1歳児でマイナス40人ということで、こちらが来年度供給不足が見込まれる地域となっております。玉川地域につきましては、令和8年度以降に不足が見込まれるということで、現時点で想定をしているところでございます。

恐れ入ります、2ページにお戻りいただきまして、こちらの供給不足を補うための取組みとして3以降に記載をしております。

まず、3、既存保育施設を活用した取組みということで、(1)弾力化による定員の拡充についてでございます。今後、供給不足が想定される北沢地域、それから砧地域を中心とした区立保育園において、令和7年度に向けて保育士の配置ですとか面積等を考慮の上、1歳児の定員を最大で39人分拡充していきたいと考えております。ただし、こちらについては今後の保育士の採用の状況等、人材の確保が前提となっておりますので、現在、調整を図っているところでございます。

2点目といたしまして、(2)待機児童受入れ施設への加算ということで、こちらは令和6年4月入園に向けて行った0歳児の欠員枠を活用し

た受入れ加算の継続を行いたいと思っております。

続いて、3ページを御覧いただきまして、3点目といたしまして、(3) 私立地域保育事業施設の認可保育所への転用ということで、こちらは砧地域において定員増を伴う認可保育所への転用が可能な施設がございますので、こちらは現在、個別に事業者と調整を行っているところでございます。

続きまして、4の私立認可保育所分園の新規整備についてでございます。1歳児の供給不足が見込まれる北沢地域、砧地域において、緊急対策として私立認可保育所分園の公募を行い、新規整備を実施するものでございます。

①整備する施設、②整備数、③所要経費は記載のとおりとなっております。こちらは来年の4月開設を目指しまして、整備費の予算につきましては先般行われた第3回定例会において補正予算を提出しまして、議決をいただいているところでございます。

こちらにつきましては、既に公募を終えておりまして、私立認可保育所分園の整備、運営事業者について適格性審査を実施の上、3事業者を決定しております。こちらは9ページ以降に資料6としてつけてございます。

9ページが北沢地域ということで、代沢五丁目の分園を予定しているところです。

10ページが砧地域で、船橋六丁目のところに分園の整備予定地として考えております。

それから、11ページが成城五丁目のところに整備ということで、こちらの3施設を来年4月に向けて整備を今進めているところでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきまして、5、後認証保育所の定員数減少への対応ということでございます。

こちらは(1)に概要を記載しておりますけれども、その下のグラフに記載しているとおり、認証保育所の施設数や定員数も年々減少しております。待機児童数に影響を与えているところでございます。そのため、事業継続に向けた相談、助言の実施とともに、経営の安定に向けた支援が必要となっているところでございます。

そこで、欠員対策として既に実施しております一時預かり事業の補助の拡充ですとか、老朽化による閉園を防ぐための修繕費の補助を実施したいと考えております。こちらの(2)と(3)がそちらの内容になってございます。

5 ページにお進みいただきまして、6、企業主導型保育施設の定員数減少への対応ということで、こちらの企業主導型の保育施設につきましても、施設の閉園ですとか従業員枠へのシフトにより、今年度減少に転じているところがございます。今後、こういった減少を防ぐために、閉園を検討しております施設の情報を把握し、事業の継続や譲渡等の相談に応じるとともに、公益財団法人児童育成協会と連携を図りながら継続的な支援を検討してまいります。

7、0歳児クラスの入園可能数の調整でございますけれども、こちらは直接の待機児対策ではございませんが、0歳児クラスにつきましては、年度後半になるにつれて入園しにくいという状況がございますので、そちらの対応ということで来年度考えているところがございます。こちらは0歳児保育を行っております区立保育園の全21園におきまして、0歳児の定員を、4月は欠員が出ているところではございますので、その欠員を活用しまして、4月の定員を一部減らしまして、10月の後半にその分を回すといったような形の年度間の調整を図っていきたいと考えております。こちらは来年度に向けた対策として考えております。

8、今後の課題でございますけれども、令和7年4月入園児の保育待機児童解消に向けた取組みを実施するとともに、今後の予期せぬ供給数の減少等にも柔軟に対応できる対策について引き続き検討してまいりたいと考えております。

最後に、9、今後のスケジュールでございますけれども、先ほど御説明しました分園の整備につきましては、既に事業者が決定しておりまして、現在、来年4月の開園を目指して準備を進めているところでございます。

御説明は以上となります。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。保育待機児童が生じたということで、様々な角度からの具体的な対応策について御説明いただきました。

御意見、御質問などがありましたらお願いいたします。どうぞ、〇〇委員。

委員

ありがとうございました。〇〇です。質問させていただきます。待機児が生じたというのがトピックになるというので、本当に時代が変わったなと思って、今、感慨にふけていたんですけども、その中でいろいろな策を講じていただいて、ありがとうございます。

1つ、5ページ目の6の企業主導型の定員数減少の件なんですけれども、国が勝手に始めたと言うとちょっと言い方は悪いんですけども、そういう感じで、これを自治体で引き受けていくとなると、割と負の遺

産的な感じになっちゃうんじゃないかなという心配が非常にあるんですが、この閉園を検討する施設の情報把握というのが一番難しいんじゃないかなと思って少し懸念しています。これは多分直接言ってくれない限りは、またいきなりなくなって、保護者から情報があって初めて気づくというパターンになってしまいそうなんだなと思うんですけども、何かそれに対する対応策みたいなものというのは考えられるのでしょうか。

加藤（悦）会長
松岡課長

お願いします。

保育認定・調整課長の松岡です。

先生のおっしゃるとおり、企業主導型保育施設に関しましては、国の事業でありますので、運営費等も国から支払われているという現状でございます。委員がおっしゃるとおり、では、どうやって閉園の状況を把握していくかというところではございますが、企業主導型も広い意味で言えば認可外保育施設という部類に当てはまります。世田谷区では、認可外保育施設に対する指導監督権限がありまして、年に1回以上立入調査を行っております。その際に、やはり最近の経営状況とか、または今後の方向性とか現状も含めて相談に乗っております、そこで閉園といったところを考えているとか、そういった御相談があった場合は、そこでキャッチしまして、直接補助的なところというのはなかなか難しいところではあるんですけども、国の担当である児童育成協会と連携しながら、そこを支援していけたらなということを検討しているところでございます。

以上です。

委員

ありがとうございます。確かに認可外なので、立入調査の際に聞いていただくということが一番いいのかなと思いました。ありがとうございます。

加藤（悦）会長
委員

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

専門的なことは分からないし、これはもう本当に意見というより感想なんですけれども、周りの若いお母さんたちを見ていると、皆さん働きに出る方が多いんですが、妊娠、育休に入って産んで、もうすぐに保育園探しに入るんですね。そうすると、1年しか一緒にいられない愛着形成のすごく大事な時期に、子どもと向かい合うんじゃなくて、一生懸命就労証明書を取り寄せたり、どうやって点数を稼ごうかということで、目の前の子どもとしっかり関われなくなっているようにも感じるんですね。

鬱になっちゃう方もいるし、1歳で入ると入れないから、0歳から入

ろうとか、週3回で働いた後は子どもと向き合いたいけれども、それでは保育園に入れないから、もうフルで働こうとか、そういう方の話もよく聞くので、このシステム自体がすごく母親や保護者にとってはきついものだなとは思っていて、それこそこれだけ働いているんだから、もう小中学校みたいに学区があって、誰でも入りたい人が入れるぐらいだと本当はいいけれども、それはここで話すことでもないし、システムとして非常に難しいと思うんですが、保育園探しのために働くというか、子どもと向き合いたいけれども、保育園に入れないから早める。

最初の1年、親になる大切な1年を保育園探しばかり、あとキャリア、復活、復帰、仕事の復帰のことばかり考えていると、親として育つのかというところがあって、保育園って結構いろいろしっかり何でもやってくれるし、園の様子も教えてくれるから、自分の子どもがどうやって過ごしたか分かるんですけれども、小学校に上がった段階で、自分の子どもがどんなふうに学校で過ごしているかということを子どもから聞き出すスキルというか、そういう習慣が育たないまま行ってしまうので、そこから小中で困ってしまう親が増えているというのは聞くので、待機児童の話とはまた離れてしまうんですが、今、子育てしている方たちが結構きつい状態にいるというのを考えて、システムというか、仕組みをつくっていただけたらと思います。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。子育てされている方の実感として、やはり子どもが誕生すると、子どもとしっかりと向き合いたいという思いもあるし、でも状況が変わっていく中で、様々な大変な状況に置かれる中で、保育所探しに奔走しなければいけない。そういった状況に置かれていく中で、もっとゆっくりとじっくりと子どもと向き合えるような環境をどうつくり出せるのだろうかという御質問ですけれども、どうですか。

松本部長

やはりそれぞれの御家庭が、こういうふうに生活していきたい、こういうふうに子育てしたいという願いをかなえられる環境整備というのが一番大事なことだとは思いますが、やはり今の世田谷区の現状を見ますと、待機児が出ているという状況でもあり、今回、分園の整備をしましたけれども、ここで終わりかということ、必ずしもそうではないだろうと思っております、また、子ども・子育て支援事業計画のところでお示しをしていこうと思っておりますけれども、そういった状況です。

全国的に見れば、恐らくこういった都市部とは違って、保育園に欠員が生じているというところが結構問題になっていて、国のほうでも誰で

も通園制度みたいな形で、空きスペースを活用して在宅の方の子育てを応援していこうというような動きはありますけれども、世田谷がそこにどういうふうに臨むかというのも、非常に難しいというような状況にはなっております。もしかしたら、もう少しそれにもらむと、保育施設がもっと必要なのかもしれないというようなことも考えなければいけないかとは思っております。

一方で、この間の世田谷区内の子育ての状況でいくと、どうしても孤立した子育てというのがすごく問題だと思っております。そういったことから、おでかけひろばをどんどん増やしていこうということでは一方でやっておりますので、そういったところで地域のつながりを持ちながら、子育てに余裕を持ってできるような、そういったところで先輩の方々からアドバイスをもらいながら、子育てができるようになるところも一方では促していきたいとは思っております。

以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員

ありがとうございます。すごいいっぱい——いっぱいでもないですけども、増やしていただいて、ちょっとうれしかったです。来年度、どんなふうになるかなと楽しみにになりました。

先ほどの〇〇委員のお話ではないですけども、保育園に入るお子さんが増えているし、潜在的に入りたいと思われている御家庭も増えているので、たちごっこな形にはなってしまうんですけども、やはり集団生活の中に入っていくというのも悪いことではないです。この間の家庭の中で過ごす時間、地域で過ごす時間をいかに充実させるか、そこで地域とのつながりをよきものとして経験していただけるかということが、これからのその先の子どもの成長にすごく大切な時期だと思っております。ここが勝負だなと地域では考えていますので、そこら辺は保育園と連携しながらお子さんを見守って、成長を一つでも助けられたらなと思っております。ありがとうございます。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。世田谷区の場合には、課題が生じると、すぐに迷うことなく判断して、動いていただけるということは私も実感しています。また、地域づくりに関しては、今まさに議論を進めている子・若計画とも深く関係してきますので、そちらでも生かしていければと思っております。ありがとうございました。

ほかにはいかがですか。よろしいですかね。

それでは、本件は以上とさせていただきます。次に、報告２の資料

松岡課長

3、世田谷区内認可外保育施設における重大事故検証委員会の検証結果及び区内認可外保育施設等における安全な保育に向けた取組みについてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

保育認定・調整課長の松岡です。

それでは、世田谷区内認可外保育施設における重大事項検証委員会の検証結果及び区内認可外保育施設等における安全な保育に向けた取組みにつきまして、御報告させていただきます。

本重大事故は、3月27日の本会議で報告いたしましたが、昨年12月13日に世田谷区内の認可外保育施設、ベビーホテルにおいて起きました事故で、施設長が当該施設の卒園児童を送迎のため一時外出している中、職員が生後4か月の在園児童を布団にうつ伏せに下ろし、別の乳児の対応をし、その後、施設長が施設に戻った際、当該乳児を確認したが反応がなく、病院に搬送後、死亡が確認されたという内容のものでございます。

事故後の本年2月、資料に記載のとおりですが、児童福祉審議会保育部会委員のうち、保育に関する知見を有する委員のほか、本会議の〇〇先生及び医師を委員とした検証委員会を設置いたしました。

検証委員会では、警察による捜査が継続している中、関係者の聞き取りなどの調査に基づき検証、分析を行い、必要な再発防止を早期に検討するため、委員会を全5回開催いたしまして、各委員より多視点から様々な御意見をいただきました。

このたび、世田谷区内認可外保育施設における重大事故検証報告書をおまとめいただきました。

2ページを御覧ください。

3番、検証報告書の概要を御説明いたしますが、本日はお時間にも限りがありますので、要点を絞って御説明させていただきます。

なお、報告書の本編は、11ページ以降となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

まず、(1)の概要です。①の事故の概要は、先ほど冒頭で御説明申し上げたとおり、乳児のうつ伏せ寝による死亡の事故でございます。

②当該児に関する状況です。当該児は、令和5年10月から認可保育園の入園がかなわず、当該施設に同年11月から入園し、健診の記録では、栄養状態は良、特記事項欄に記載事項は特にございませんでした。区が行った職員への聞き取りの範囲では、事故当時、当該児は大人用布団の上でうつ伏せの状態、顔の真下に唾液の水たまりができていたとの証言がありました。また、保護者から御提供いただきました死体検案書で

は、窒息の可能性に関する記載がございました。

③当該施設の状況ですが、当該施設は一時預かりの児童が多く、児童の登園時刻にばらつきがあり、年度後半は0歳児が増える傾向にございました。過去に区が実施した立入調査、保育サポート訪問において、睡眠時の取組みの指導を受けておりましたが、令和4年度以降はございませんでした。

当該施設には保育経験豊富な職員がおりましたが、その後、離職が続き、令和5年度は保育経験が浅い短時間勤務の臨時職員で主に構成され、事故発生前、9名の児童を施設長を含む職員3名で対応していましたが、施設長は卒園児童の送迎のため外出し、その間、資格のない職員2名が保育に当たっておりました。

3ページを御覧ください。

次に、(2)の検証によって明らかとなった問題点、課題を取り上げております。

まず、①施設に関することです。当該施設は、先ほど申し上げたように、一時預かりの児童が多いという施設の特徴により、児童が落ち着かない状況であることが多く、そのため、児童数以上の負荷が職員にかかっている状況でした。その中、令和4年から令和5年にかけて、経験豊富な職員の離職が目立つようになり、保育経験が浅い職員による保育が常態化し、事故当時、主に当該児を見ていた職員についても、関係者から連携が十分にできていないことや、単独での保育が難しいといった保育に関する資質やうつ伏せ寝のリスクに関する理解不足についての証言がございました。

施設長については、雇用した職員の資質や力量を見極め、それに応じた職務を采配し、遂行させるというマネジメントの視点がなく、加えて職員に対し研修などを十分に行わず、保育体制が整わない中で卒園児の送迎など別業務を行っており、また、乳幼児がうつ伏せになっても、仰向けに直すことを徹底しなかったなど、安全配慮への意識が著しく欠けていた状況でした。

また、経営面では、人件費を削減することを重視し、職員の保育スキルを軽視する運営を続けた結果、経験豊富な職員を含む多くの職員の退職を招くなど、職員の雇用に関する適切な判断に欠けていたと言わざるを得ない状況でした。

4ページを御覧ください。

次に、②認可外保育施設に対する区の指導監督、保育サポート訪問に関する問題点、課題でございます。当該施設は、東京都が指導監督を行っ

ていた令和元年以前から指導事項が多数あり、令和2、3年の区の立入りには、睡眠時の取組みについて指導を受けておりました。そのことを踏まえ、乳幼児の睡眠時など事故のリスクが高い場面において、現地を訪問し、指導するなどの取組みが不足していたというところの指摘を受けました。

また、令和5年7月に当該施設に対し区が実施した一般立入調査において、文書指摘事項はありませんでした。しかし、今回の検証を通じて関係者から得られた職員に関する事実について、複数回の訪問や施設長に対するより掘り下げたヒアリングなどを実施、把握していれば、人員体制の確保を指導できた可能性があり、懸念事項のある施設に対しては、より詳細な調査を行い、確実に安全を確保できるように強く指導すべきであったと指摘を受けております。

また、事故発生時の児童数に対して、職員は外出している施設長を除き2名のみの配置にとどまり、手薄な体制であったが、配置基準上の必要保育従事者数を満たしていた。しかし、配置基準上の必要職員従事者数の確認だけでなく、有資格者が保育時間に全てにおいて必ず従事できるような配置がされているかを確認する必要があるというところを受けております。

また、職員の入れ替わり、離退職が目立つ施設に対しては、児童の安全確保の視点から、その要因の確認など保育体制により注意を払う必要があり、併せて施設長のマネジメントに関して適切な指導をする必要があったということを受けております。

次に、③認可外保育施設に対する人材育成等支援の問題点、課題です。当該施設の施設長は、保育の安全に関する研修などの受講内容を施設内で職員に共有しておらず、施設間で会議や研修もほとんどない状態でした。保育従事者が業務時間内に研修に参加することが難しかったという状況もございました。

5 ページ目を御覧ください。

うつ伏せ寝のリスクとして、窒息を原因とする乳児の死亡事故が多いんですけれども、都や区で行っている研修などでは、主に乳幼児突然死症候群（SIDS）の危険性に重点が置かれてしまい、窒息も含めた予期せぬ乳幼児死亡の危険性について、現場での危機感が低下していることへの対応が不足していたという御指摘を受けております。

その他も含め、以上のように当該施設と区の指導監督、保育サポート、人材育成等支援について、本重大事故の核心となる問題点や課題を御指摘いただきました。

これらの検証を踏まえまして、(3)再発防止に向けた提言として、検証委員より具体的な対応を講ずべき事業者、区、国の3つの主体ごとに計12の御提言をいただきました。

内容は、この5ページから7ページに記載のとおりとなっており、本日はその提言に基づき、事故の再発防止に向けた区の実践について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

4、認可外保育施設等における安全な保育に向けた区の実践です。

まず、(1)施設の人材育成等支援の強化として大きく3点ございます。

1点目、保育従事者の研修受講機会の充実と受講確認の実践です。区内認可外保育施設の保育従事者が子どもの命を守るために必要な基本的知識、窒息等の危険性を踏まえた、うつ伏せ寝の防止などや保育の安全、人権などといった研修をオンラインで受講できる仕組み、オンラインツールを活用したチェックシートやミニテストなどによる保育従事者の理解度を区が確認できる仕組みを構築いたします。こちらは10月1日から各施設に周知をしております。

次に、②訪問型研修の実践です。現在実施している保育サポート訪問について、現場の保育者に直接その場で意見を聞きながら、具体的な助言指導を行うことを研修として位置づけます。また、教育・保育に関する専門家等外部人材が保育園に出向き研修講師を務めるなど、アウトリーチ型の支援を実施いたします。こちらも実施できるところから現在行っているところです。

次に、③研修受講支援事業の実践です。職員が研修等に参加する場合、その研修の代替として勤務する職員の確保につながる経費や受講費用について補助することにより、研修機会を確保し、保育所等の質の確保、向上を図るものです。内容につきましては、こちらから以降の次の8ページまで続くところです。こちらは本日以降、各施設に周知を予定しております。

次に、(2)施設に対する指導監督・保育サポート体制の強化です。最初が立入調査の強化です。事故直後に行った0歳児を受託している認可外施設を中心とした、睡眠時間帯の抜き打ち調査を引き続き行うとともに、改善に向けた取り組みが不十分な施設には年複数回訪問することを継続いたします。また、窒息等の要望のため、ゼロ・1歳児の睡眠時間帯については、5分前の睡眠チェックを徹底し、一時預かり児童が多い施設など、安全配慮上、注意を要する施設には職員の入れ替わりの状況を確認するほか、注意を払い、チェックすべき項目を設定するなど、リス

クの要因となり得る事柄には、区独自の安全確保のための基準の運用を図り、重点的に指導をいたします。以上の指導に当たっては、区の指導事項を再点検し、国へ制度上の改善事項を要望してまいります。

次に、保育サポート訪問の強化です。保育サポート訪問の支援専門員に看護師、栄養士を加え、さらに幅広い専門性を生かしたチームサポート体制を強化します。施設長への運営支援にとどまらず、保育実践の場において職員に対しても、困り事や課題等への助言、指導を積極的に行ってまいります。

最後に、9ページを御覧ください。

また、保育サポート訪問を通じて、地域保育ネットへの参加や近隣施設への交流等を働きかけてまいります。これら安全な保育に向けた取組みを順次進めておりますが、着実に取り組み、保育の質の確保を図ってまいります。

本日は時間の関係で主な点を御説明いたしました。省略した部分や11ページ以降の報告書につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

御説明は以上です。

加藤（悦）会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のありました件について、御意見、御質問などがあればお願いいたします。いかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

委員

〇〇です。この事案に関わった皆様、深刻、重大な事案に向き合って、すごく丁寧に御検討いただきまして、本当に感服いたします。

その上で、3ページの一番下なんですけれども、「乳幼児が寝返りを打ってうつぶせ寝になっていても、泣くことを避けるために、仰向けに直すことを徹底しなかった。」で、通常これは乳児かなと思うんですけれども、確認です。

松岡課長

主なところは乳児というところではありますが、基本的には1歳もしくは2歳も含めて、やはりうつ伏せ寝というのは、仰向けに直すということを、この間、指導しておりますので、そこも含めてという表現です。

委員

なるほど、ありがとうございます。ここのところは非常に難しいんですけれども、一般的、御家庭などでは多分アメリカの研究等で、寝返りが打てるようになったら、うつ伏せを直す必要はないというのがかつてこども家庭庁のホームページにも載っておりましたので、それよりも厳しいというのか、より慎重な対応を世田谷区では進めているというようなことですね。それで理解しました。ありがとうございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

委員 〇〇です。検証結果の御報告をいただきまして、大変な重大事故について、多くの先生方を含めた委員会で検証していただいたことにお礼を申し上げますとともに、後半のほう、区ですぐに対応策を考えていただけたということはとても大事な事かなと思っています。

この中で補助上限額も書いてあります。7ページの研修受講支援事業の実施ということで、今回の事故では、知識を持っていない保育士に任せていたという大きな問題は別にしても、研修の重要性が何回も出てきています。

私、今は認可外と認証園の施設長と中堅職員の研修を数年にわたってずっと担当させていただいています。昨日、認証園のほうですが、ちょうど中堅職員の研修をしていた中で、グループワークをやっているわけですが、グループワークをやった中の最後の感想に、こういう話合いが園の中でできない、これが一番大きな問題だという声があがりました。研修受講の皆さんは、それをすごく納得していらっしゃった。オンラインなんです、何十名の方たちの多くがです。補助上限額の3万2,000円なんです、これはあくまでも研修に参加ということで出すのでしょうか。実際に運用として、職員が例えば1時間残って、園児さんがいないときの人件費補助で研修費補助みたいな形で運用は可能なのでしょうか。

幾ら研修に出ても、共有できていないという実態を非常に感じるんですね。その人はスキルが上がる。だけれども、この園じゃ駄目だと思って辞めていく。こういう中堅の方たちも多い。施設長自身も、それを悩んでいらっしゃるけれども、時間をつくれな。または様々な業者さんと言ったら言い方があれですけど、実施主体のほうの運営方針においては、やはり人件費の問題というのは非常に大きいので、別枠で研修費がない限り、なかなか職員にそれを強要することもできないというのが現状です。

今、皆さん御存じのように、認証園は経営が非常に難しくなっているところ、認可外も同様ですという中で、いろんなことが重なり合っていて、研修に出なさいだけでは実質の質は上がっていかないというのを非常にこのところ感じていますし、昨日、非常にそれを実感として持ったところなので、この研修補助費をどういうふうに運用できるのか等も、ある程度柔軟な運用と、かつ、きちんと園の中で共有できるシステムを何とか構築する方向性のアドバイスを、区からぜひ助言していただ

けるとありがたいと感じております。

加藤（悦）会長 研修を実質化、有効化させていくための取組みということで、事務局からいかがでしょうか。

松本部長 ありがとうございます。

まず、最初に、今回のこの研修受講支援事業の内容から御説明いたしますと、基本的には外部研修に対して従事職員がそれに参加する、その参加した代わりに手薄になったところに対しての職員を当て込むところへの補助、または研修そのものの研修費の補助ということが前提となっております。内部のことについてということまでは、現時点では想定のところにはないところです。

大里副参事 子ども・若者部副参事、保育の質向上の大里でございます。

委員でいらした〇〇委員からも、いろいろ御指摘やアドバイスをいただいた中で、今こちらに書いてありますように、保育サポート訪問を研修の位置づけとするということ、また、定例訪問等々でそれぞれの園に赴いた際に、その場で研修を実施するということの位置づけをしようということで、職員に周知しているところです。

そういった中で、既に取り組みを今行っておりまして、このうつ伏せ寝のこともそうですし、それ以外の不適切な保育ということに関しまして、実際にこれまではどちらかというと施設長さんを対象にして、いろいろアドバイスですとか、支援ですとか支えるという取組みを行っていたんですが、現場の職員、先生方とも対話をしながら、実際にうつ伏せ寝について、また保育について、具体的な例ですと、先日も伺った際に不適切というところで、今一生懸命やっているんだけれども、不適切と捉えられてしまうような状況をどうしたらいいんだろうという悩みを聞いたりしながら、では、その不適切保育について、どのようにしたら子どもにとって最善の利益になるのだろうか、また、どういう保育をしていったら不適切保育ではないということを一緒に考えながら、研修という形を取らせていただいているという取組みを始めているところでございます。

現場の意見を直接伺うということが非常に保育の中では有効だなと考えていますし、施設長さんも、なかなか時間が取れない中なんですけど、ぜひ振り返りを行いながら、実際に少しの時間でも施設の中でも、こういった取組みを実施していきますということで、参考にしますなんていう意見もいただいているところなので、引き続き、この取組みは実施していきたいと考えております。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございます。この研修の中身に関しても、現場に赴いて日々の実践を踏まえた研修、振り返りを踏まえた研修に取り組んでいかれるということでした。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、〇〇委員、お願いします。

委員 ありがとうございます。

この12個の提案並びにこれからやろうとしていることを拝見しまして、もうできることは全部やろうというふうな意気込みが感じられるところですし、〇〇先生がおっしゃったジレンマのところも含めて、これは認可外だけではなく、私たち私立の認可保育園、公立も含めて施設のほうもみんなで共有して、しっかり心に刻んでいきたいと思っているところであります。

今ちょうど入園を検討する保護者の方の見学ラッシュで、各園にいらっしゃってしまして、お話を聞いていますと、自分が赤ちゃんを抱えていて、いい園だったら入れたい。でも、いい園でなければ育休を取りたいということをおっしゃる方が多くいらっしゃいます。どんなところがいい園だと思いますかと聞くと、安全で伸び伸びというふうな意見が多いのかなというふうな感覚を持っております。

本当に安全でいい乳児保育を提供できる環境にしていかなければ、御家庭で育児をしようとされて、その結果、孤立だったり不安だったり、伴走者がいない子育てということになりかねないとも懸念しますし、それがひいては少子化、世田谷でも少子化は進んでしまして、世田谷で少子化が止まらなければ、全国的な少子化が止まるわけではないと思うんですけれども、第1子どころか2子、3子も遅れてしまうということになりますし、そうすると労働力の提供も、労働力を供給するということもできなくなって、その辺は詳しくないですけれども、経済的にもいろいろダメージがあるのかなと思ったりします。

これは意見ではなくて、本当に決意表明みたいなのところになってしまいうんですけれども、今こそ乳児期の保育の意義と安全性、それから質というところをしっかりと私たちが目指していかなければいけない思いを新たにすることでございます。

以上です。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。いい園に入れたいという保護者の方々の思いに、そういう期待にしっかりと応えられることの大切さということを述べていただきました。

それでは、この検証委員にも携わられた〇〇委員からお願いします。

委員 ありがとうございます。〇〇です。今回、この委員として関わらせて

いただきました。松岡課長をはじめ、事務局の先生方、本当にありがとうございました。御遺族の間とのいろいろ調整ですとか、本当に苦労がたくさんあったなと思っています。

私も、実は保育事故に関わるようになってもう24年たつんですけれども、24年見てきて、本当に何も変わっていないなということを今回の検証で衝撃を受けています。そして、実はこういうふうな形で事故に遭う子どものほとんどがやはり待機児です。待機児で入れなかった子どもたちが、どうしても預けやすいところだったり、お金の問題だったり、預けられるところに預けるというところで、すごく表面的にはよさそうな感じでずっと続けているところが、実はいろんなことが欠けていて、事故に遭ってしまったというパターンも本当に24年間繰り返し繰り返し、何回見てきたか分からないです。それが本当にこの世田谷で起きたということで非常に悲しくて、すごく大変なつらい検証でありました。

今回、この前の議題の報告で待機児の緊急対策の取組みについてというのがありましたけれども、この中の待機児というふうになっている子どもたちの間に、もしかしたら、またそういう子どもが出てこないようにということを、これは本当に区の方だけではなくて、皆さんで考えていただきたいなとすごく強く思っています。

一方で、やはりビジネスとして認可外保育所というのも続けていくという方たちがいて、簡単に認可になればいいじゃないというところができないようなすごく難しい問題というのもまだまだあります。外国の方に認可外保育所というのがあるんだよということを説明すると、なぜ認可されていないのに預けられるのかということを毎回私は尋ねられるので、非常にそこを説明するのが難しくて、認可なんかなくしてしまえばいいと簡単に思うんですけれども、実は何もない方たちにとって、子どもを預かるということがすぐお金になるということが本当に現実にある。そこでビジネスを続けていくということをしている人たちがいるという現実もあるなど。本当に影の部分というか、そういうことがあるんだということをぜひ知っていただきたいなと思います。

一方で、〇〇先生をはじめ、民間の認可の先生方、それから公立の先生方が区内のいい保育をどんどんリードしていただいて、そのリードしていただいた力を、こういった言い方はよくないんですけれども、底辺のところを広げるような取組みをしていかない限り、またこういった悲しい事故が起きてしまうなというのは本当に今回つくづく思いました。

認可外の事故の問題というのは、本当に様々な、あらゆる日本の影み

たいなところが全部入っている話だということが言えるかなと改めて思いました。今後、こういうことが二度とないようにということで、また皆さんと力を合わせてやっていければと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。今回はありがとうございました。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。

それでは、〇〇委員、お願いします。

委員 すみません、認可外を代表して一言言わせてください。

認証保育所は一番事故の少ない保育園で、皆さん一生懸命保育に携わって、職員たちも一生懸命やっているということだけは御理解いただきたいと思います。

以上です。

加藤（悦）会長 それでは、〇〇委員、お願いします。

委員 〇〇先生、言葉が足りなくて、とても嫌な思いをさせたと思いますけれども、申し訳ありません。

ただ、やはり中には研修も受けない、そして資格がない人だけを集めてやっているというようなところもあるのも現実で、そこも一緒に考えていっていただかないと、やはり変えることができないと思っているので、ぜひ一緒に取り組んでいただきたいなと思っています。ありがとうございます。

加藤（悦）会長 ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。〇〇委員、お願いします。

委員 報告書の中で、もともと評判があまりよくなかったとか、職員とか退職者からの通報を集めることが必要であったというふうに挙げていただいているんですけども、産業とかのほうとかでも、ヒヤリ・ハットを事前につかみたいなので、事前に兆候をモニタリングするというのがあります。

例えば区のほうから、区の認証、認可外の利用者の方たちに、事前に簡単なアンケートを取るとか、あるいは職員の方とかにも無記名でアンケートを取って、リスクがあるかどうかみたいなのを把握するとか、そういったところで兆候をつかむとかというのはできたりしないのかなと思ったんですけども。

加藤（悦）会長 お願いします。

松岡課長 現在、認可、認可外を問わず、いわゆる通報システム、オンラインを使って何かあったら何でも御意見くださいというところを区のホームページに設置しておりまして、それを各職員の方に周知するよう、掲出するようにしております。その中で数件いただいたりというところはご

ざいまして、そういったところを取り組んでおります。

委員

例えば、そうやって掲出とかしていると、本当に嫌な思いをしたときとかじゃないと多分そこにやらないので、事前に何かの書類を書くときとか、そういうときとかでも、ついでにとかでもいいんですけども、こちらからプッシュしてアンケートに答えてもらえるようにして、なるべく多く集めて、それで兆候をつかむとかというのができると、重大事故になる前に、例えば明らかに不満が高い園とか、そういった問題がありそうな人がいるとかというのが分かりやすくなるんじゃないかなと思います。

加藤（悦）会長

ありがとうございます。情報を集める手段として、必要に応じて利用者アンケートを実施するとか、職員アンケートを実施するということも有効ではないかという御意見だったかと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか、よろしいですかね。

それでは、本件につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

嶋津課長

加藤会長、進行ありがとうございます。あと、委員の皆様も、本日は貴重な御意見を多数いただきまして、ありがとうございました。

本日は触れておりませんが、配布資料で資料4、資料5があります。こちらはまた後で御覧いただければと思います。

事務局から2点御連絡させていただきます。

1点目ですが、本会議の議事録につきましては、整い次第、皆様にメールでお送りいたします。お送りします議事録につきまして、御自身の発言部分を御確認いただいた上で、修正がございましたら事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。その後に区のホームページで本日の資料とともに公開するという流れになります。

2点目でございます。次回の子ども・子育て会議の日程でございます。次第の一番下に記載してありますとおり、第4回の会議を12月13日金曜日、午前9時半から開催したいと思います。時期が近づきましたら、会場を含めまして、改めて詳細を御案内させていただきます。

それでは、以上をもちまして令和6年度第3回世田谷区子ども・子育て会議を閉会いたします。皆様どうもありがとうございました。